

■ 所得割の軽減

- ・ 加入者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から 33 万円を引いた額が 58 万円以下の方	5 割軽減

- ・ 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- ・ 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

■ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、サラリーマンなどの健康保険や被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が 9 割軽減となります。ただし、安平町国保や国民健康保険組合は除きます。

均等割	9 割軽減 (年額 4,400 円)	所得割	かかりません
-----	--------------------	-----	--------

● 保険料の減免

災害などで重大な損害を受けたときや失業その他特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料の納付が困難な方については、保険料が減免となる場合があります。

詳しくは、役場へお尋ねください。

● 年間保険料額の例 (年金収入のみの例)

- ・ 例として掲載したもので、世帯区分や年金以外の所得などにより、実際の年間保険料額は異なります。

■ 単身世帯 (世帯主) の場合

年金収入	均等割軽減	所得割軽減	平成 22 年度年間保険料
80 万円	9 割		4,400 円
153 万円	8.5 割		6,600 円
168 万円	8.5 割	5 割	14,300 円
180 万円	2 割	5 割	49,200 円
211 万円		5 割	74,000 円
250 万円			143,900 円

■ 夫婦 2 人世帯 (2 人とも加入者) で、妻の年金収入が 80 万円以下の場合

年金収入	区分	均等割軽減	所得割軽減	平成 22 年度年間保険料
80 万円	夫	9 割		4,400 円
	妻	9 割		4,400 円
153 万円	夫	8.5 割		6,600 円
	妻	8.5 割		6,600 円
168 万円	夫	8.5 割	5 割	14,300 円
	妻	8.5 割		6,600 円
180 万円	夫	5 割	5 割	35,900 円
	妻	5 割		22,000 円
211 万円	夫	2 割	5 割	65,100 円
	妻	2 割		35,300 円
250 万円	夫			143,900 円
	妻			44,100 円

— 問 合 せ —

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011 - 290 - 5601

(〒 060 - 0062 札幌市中央区南 2 条西 14 丁目 国保会館 6 階)

役場 医療費通知の関係は 健康福祉課保険医療室 国保・医療グループ ☎ 4555

保険料の関係は 税務課 税務グループ ☎ 2513